

図書館条例の一部改正案に対する反対討論

岡田ゆき子議員(3月10日)

図書館への指定管理者制度導入に反対 新たに北、楠、山田、港、南陽、南図書館に拡大

10日の本会議で岡田ゆき子議員は、図書館条例の一部改正案に対する反対討論を行いました。内容を紹介します。

名古屋市図書館条例の一部改正について、反対の立場で討論します。

名古屋市図書館の75%に導入

議案は、新たに北、楠、山田、港、南陽、南各図書館に指定管理者制度を導入するものです。その結果、名古屋市が進めるアクティブライブラリー構想のもと、中央館を除く20の図書館のうち、5館を直営で残すのみで、図書館の75%にあたる15館すべてが指定管理者による運営となります。

図書館に格差持ち込む

反対の第1の理由は、市内の図書館に格差を持ち込むことになるからです。アクティブライブラリー構想では、指定管理となる図書館は、今後、蔵書冊数を大幅に減らし、効率化を図るためにレファレンスなど専門的サービスは行わない図

書館に格下げすることが前提となります。市民はその事実を十分知らされず、納得と同意もなく進めることになり、問題です。

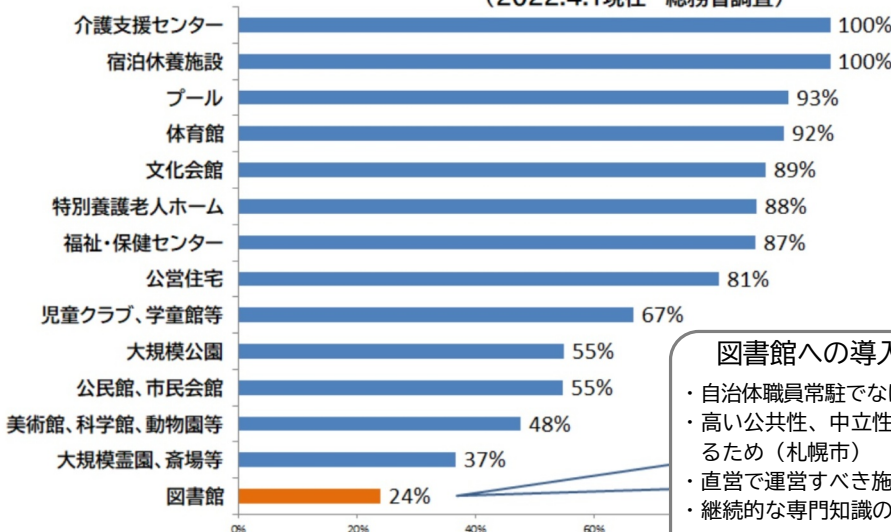
検証にも至っていない

反対の第2の理由は、図書館の「中長期的な運営の継続性」が担保されていないからです。図書館の指定管理者制度は、5年毎に事業者を選定しなおすこととなります。しかし、図書館協議会で課題とされた「中長期的な運営の継続性の検証」については、検証の段階にも至っていません。政令市で指定管理者制度の導入率はわずか24%です。これは、図書館が運営の継続性という点で、指定管理者制度にそぐわないからではないですか。

新たな指定管理者制度の導入は中止すべきだと強く申し上げ、反対討論とします。

20政令市の施設種別 指定管理者制度の導入状況

(2022.4.1現在 総務省調査)



「図書館運営の中長期的な継続性はどうなるのか、というような観点での評価は試行途中の段階ではできないため、さらなる検証を求める意見が多く挙げられた」(市図書館協議会「志段味図書館指定管理者検証について」の「意見(概括)」より)

図書館への導入が「すすんでいない」理由(各市の回答)
・自治体職員常駐でなければ図書館サービスが成り立たないため(大阪市)
・高い公共性、中立性を維持しながら継続的、安定的に運営する必要があるため(札幌市)
・直営で運営すべき施設であると考えるため(静岡市)
・継続的な専門知識の蓄積・研究を行い、教育普及・市民サービス向上を図るため(千葉市)